全国初の時短命令「遺憾だが従う」 東京都、飲食店27 店に

斎川瞳 李英浩 社会 | 新着 | 東京 | 企業・産業

毎日新聞 2021/3/18 20:45(最終更新 3/18 22:02) 有料記事 English version 1329文字



東京都庁=小川信撮影

東京都は18日、新型コロナウイルス対策として、営業時間短縮の要請に応じない都内の飲食店27店に、新型インフルエンザ等対策特別措置法45条に基づく時短命令を出した。先月の改正法施行後、時短命令を出すのは全国初。命令の効力は緊急事態宣言の期限である21日までの4日間で、従わなければ都が裁判所に通知し、30万円以下の過料を科すことができる。

都は宣言発令後に職員が繁華街を見回るなどし、18 日までに時短に応じない129店舗に同法45条に基づい

て要請し、それにも正当な理由なく従わない店舗に命令を出した。他店の要請時間外の営業を誘発する恐れがあることなどから、宣言解除を前にして命令に踏み切ったという。

店名は集客の助長や、店への中傷などを防ぐため公表しなかった。都は19日以降も要請に応じていない店には命令を出す方針。

一方、首都圏を中心に飲食店を展開する東証2部上場の「グローバルダイニング」(東京都港区)は18日、都から命令を受けたとする26店舗の営業を同日から午後8時で終了するとホームページで明らかにした。

同社は今月11日、要請に応じない理由を記した長谷川耕造社長の弁明書を都に提出した。都の新型コロナ対策や経済対策の不備を指摘し、「特に飲食店を狙い撃ちにした経済的我慢を強いる緊急事態宣言と時間短縮要請については不信しかない」「指の先が化膿(かのう)したので、腕から肩を切断するようなあり得ない愚策」などと批判した。都からは「(時短要請に応じない)正当な理由には当たらない」との回答があったという。

同社は従業員の生活を守るなどとして時短要請に応じてこなかったが、「命令に従うことは法律上の強制力を持った当社の義務となるため、遺憾ではあるがその命令には従う」としている。 【斎川瞳】

要請守る店がほとんど「限界近づく」

ほとんどの飲食店は時短要請を守りながら営業を続けてきた。宣言解除後も時短要請は続く見込みで、経営環境に明るい兆しは依然として見えない。飲食店の店長は「限界が近づいている」と話す。

JR新橋駅周辺の繁華街には仕事帰りのサラリーマンが行き交う。その一角にある焼き鳥店「山 しな」の店長、山科昌彦さん(46)は宣言が出てから午後11時半の閉店を3時間半繰り上げてい



接客をする焼き鳥店「山しな」の山科昌彦さん(中央) = 東京都港区で2021年3月18日午後7時5分、梅村直承撮影

る。

3月は本来、歓送迎会シーズンでかき入れ時に当たるが、宣言中の来店客数は大幅に減った。最近は少しずつ客足は戻ってきたが、今でも日に3、4人しか来ないこともあるという。

要請に応じない飲食店があることは知っている。午後8時を過ぎると、近くの公園で「外飲み」を楽しむ若者も増えてきた。しかし、山科さんは常連客らの感染

リスクをできるだけ減らしたいと考え、時短要請をきっちり守ってきた。

1日6万円の協力金は「もらえるだけありがたい」と歓迎する一方、現在の店の売り上げを足しても、宣言前の稼ぎには及ばない。解除後は午後9時までの営業が認められるものの、支給額は4万円に下がる見込みだ。客足が戻らなければ、家賃など固定費の支払いにも影響が出る可能性もある。

「年末年始の協力金さえ、まだ届かない。店の運営を考える上で、行政からの支援はあてにできない」と山科さんは嘆く。【李英浩】

毎日新聞のニュースサイトに掲載の記事・写真・図表など無断転載を禁止します。著作権は毎日新聞社またはその情報提供者に属します。画像データは(株)フォーカスシステムズの電子透かし「acuagraphy」により著作権情報を確認できるようになっています。

Copyright THE MAINICHI NEWSPAPERS. All rights reserved.